

御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
保護対象に対する御意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「アメリカン・ライ・ウイスキー」及び「アメリカン・シングル・モルト・ウイスキー」も同様に米国特有の製品として御認識くださることを強く要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類の地理的表示として確認する酒類は、原産国において保護されていることなどを世界貿易機関の加盟国との交渉を通じて、又は世界貿易機関における地理的表示の登録情報により確認することとなっています。 今般の地理的表示の確認は、「酒類の表示の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」を通じたものであり、ご要請の酒類につきましては、当該交換公文の対象とされていません。
海外における地理的表示の保護状況に対する御意見	<ul style="list-style-type: none"> ・米国で保護されている日本の酒類は何があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・米国で保護されている日本の酒類については、国税庁ホームページ（お酒に関する情報/輸出支援の取組/国際交渉）に掲載している「米国における日本産酒類の適正な表示の確保について」をご覧ください。
地理的表示制度に関する御意見	<ul style="list-style-type: none"> ・「バーボンウイスキー」や「テネシーウイスキー」などの原酒を使用したブレンドウイスキーに関し、例えば「バーボンウイスキー」等の原酒をブレンドしたウイスキーである旨を表示することなどの可否。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地理的表示と確認された酒類を原料として使用した場合、当該原料の名称として地理的表示の名称と同一の名称の表示をすることは差し支えありません。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特に問題無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件に賛成の御意見として承ります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・字句の統一及び規定の文言どおりの記載とするべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見として承ります。